

契約の概要について記載した書面
(警備業法19条第1項)

項 目	内 容
1 警備業者について	〒111-0052 東京都台東区柳橋1-26-3 株式会社 修 明 代表取締役 上谷 良憲 TEL ; 03-6905-7581 FAX ; 03-6905-7580 E-mail ; info@syumei-s.jp
2 警備業務を行う期間	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
3 警備業務を行う日及び時間帯	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
4 警備業務対象となる場所・工事名	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
5 警備員の人数及び担当業務	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
6 警備員が有する知識及び技能	新任、現任教育を適正に受講している者を勤務させることとする。
7 警備員が用いる服装	公安委員会に届出済の弊社所定の制服を着用するものとする。
8 使用する機器又は各種資機材	誘導灯・警笛・夜光チョッキ・交通腕章 その他必要なものは 別紙にて提出するものとする。
9 鍵の管理に関する事項	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
10 負傷等の事故発生時の措置	警備計画書・指令書に基づいて、措置をする。
11 警備料金・その他費用	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
12 支払いの時期及び方法	請負内容により異なるので、別紙にて提出とする。
13 警備業務の再委託に関する事項	本請負警備業務に関して、原則弊社が行うこととするが、人員不足等の理由により提携する警備会社へ協議の上、再委託する場合がある。
14 免責に関する事項	①天変地異その他不可抗力によって生じた損害 ②改善要請後も是正されなかった事項により発生した損害
15 損害賠償に関する事項	弊社の責に帰す損害について、損害賠償責任保険に基づき、1事故あたり10億円(対人は1名につき最大1億円)を限度として賠償する。
16 契約の更新・解除に関する事項	契約期間満了の1カ月前までに終了の意思表示がない場合は、1年毎の自動更新とし、その後も同様とする。解除の場合も同様に1ヶ月前まで相手方に対し、その理由を示した文書を提出して行う。
17 契約の変更に関する事項	都度協議とする。
18 契約の締結日	請負契約書及び契約後書面に記載するものとする。
19 警備業務に係る苦情の受付窓口	03-6905-7581(24時間対応) (株)修明 管制センター
20 特約事項	特別の定めがある場合は、別紙にて提出するものとする。

上記は、締結しようとする契約の概要について記載した警備業法に基づく交付すべき書面であり、契約は別途契約書を締結することによって成立するものとします。

契約前書類、請負契約書、契約後書類で上記内容と同じものについては省略し、別紙で必要になる書類については提出いたします。